

健康おかやま 2 1 推進会議設置要綱

(目的)

第1条 すべての県民が、健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現を目指し、健康づくり運動が多様な担い手による県民運動として展開されるよう、幅広い関係機関・団体等が連携した活動を行う体制を整備し、主体的に健康づくりに取り組むことを目的として、健康おかやま 2 1 推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は次の事項に関して協議する。

- (1) 地域・職域の幅広い関係機関・団体等と十分な連携を図り、効果的な健康づくり事業を推進すること。
- (2) 県民に対する健康づくり運動の普及啓発活動に関すること。
- (3) 「健康おかやま 2 1」の進捗状況の把握と評価に関すること。
- (4) 受動喫煙防止対策の推進に関すること。
- (5) 地域・職域保健連携による保健事業の企画、実施及び評価に関すること。
- (6) その他、健康づくりで必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、県民の健康づくり運動に関連する団体等の代表及び有識者を構成員として組織し、構成員は知事が委嘱又は任命する。

2 会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

4 重要な課題に対し、専門的見地からの推進対策等の検討を行うための検討委員会をこの会議の下部組織として設置する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 団体より推薦された委員に交代があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第6条 会議の設置期間は、令和6年3月末日までとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健医療部健康推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成13年10月19日から施行
平成15年 1月27日一部改正
平成18年 8月25日一部改正
平成20年 7月28日一部改正
平成25年 4月 1日一部改正
平成31年 2月15日一部改正
令和 4年 3月31日一部改正
令和 5年 4月 1日一部改正